

Terms & Conditions

約款・規定集（PB口座用）



三菱UFJモルガン・スタンレー証券

CONTENTS

・証券総合口座取引約款（PB口座用）	1
・三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款（PB口座用）	7
・株式等振替決済口座管理約款（PB口座用）	10
・振替決済口座管理約款（PB口座用）	23
・一般債振替決済口座管理約款（PB口座用）	27
・短期社債等振替決済口座管理約款（PB口座用）	32
・投資信託受益権振替決済口座管理約款（PB口座用）	36
・保護預り約款（PB口座用）	41
・外国証券取引口座約款（PB口座用）	47
・国内外貨建債券取引約款（PB口座用）	56
・振込先指定方式取扱規定（PB口座用）	58
・総合取引約款（PB口座用）	59

・MRF換金およびキャッシングのお取り扱いについて（PB口座用）	64

・投資信託累積投資約款（PB口座用）	65
・外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款（PB口座用）	67
・外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款（PB口座用）	69
・特定口座約款（PB口座用）	71
・特定管理口座約款（PB口座用）	77

この約款・規定等の適用は、以下のいずれかに掲げる「PB口座」に限定して適用されるものとします。

- ① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社において開設された口座
- ② 2020年8月以降、「PB口座」に係る所定の申込書を当社に提出し、当社が「PB口座」としての開設を承諾した口座

証券総合口座取引約款（PB口座用）

1.（約款の趣旨）

- (1) この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う金融商品取引業に係る「PB口座」による取引（累積投資取引およびそれらを組み合わせた取引ならびにMRF累投口と別途口座開設した有価証券等の取引等を組み合わせた取引（以下「証券総合口座取引」といいます。）を含みます。）に関し権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) 「PB口座」とは以下の①または②に該当する口座をいいます。
 - ① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社において開設された口座
 - ② 2020年8月以降、「PB口座」に係る所定の申込書を当社に提出し、当社が「PB口座」としての開設を承諾した口座
- (3) 前項の規定は「PB口座」に適用される以下の約款・規定等においても同様とします。
 - ① 三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款（PB口座用）
 - ② 株式等振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ③ 振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ④ 一般債振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ⑤ 短期社債等振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ⑦ 保護預り約款（PB口座用）
 - ⑧ 外国証券取引口座約款（PB口座用）
 - ⑨ 国内外貨建債券取引約款（PB口座用）
 - ⑩ 振込先指定方式取扱規定（PB口座用）
 - ⑪ 投資信託累積投資約款（PB口座用）
 - ⑫ 外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款（PB口座用）
 - ⑬ 外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款（PB口座用）
 - ⑭ 特定口座約款（PB口座用）
 - ⑮ 特定管理口座約款（PB口座用）
 - ⑯ その他の約款・規定等のうち、名称中に（PB口座用）と表示されたもの

2.（証券総合口座取引の利用）

- (1) 日本国内に住所または居所（本店または主たる事務所）を有するお客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げるお取引をいつでもご利用いただけます。
 - ① MRF累投口取引
 - ② 各種振替決済口座管理約款に定める有価証券の取引
 - ③ 保護預り約款に定める有価証券の保護預り取引
 - ④ 外国証券取引口座約款に定める外国証券取引
 - ⑤ その他の累積投資取引
 - ⑥ 上記(1)②から⑤ならびに別途口座開設した有価証券等の取引等の返還金および振込み等により入金された金銭をMRF累投口または顧客預り金口（以下「マネー口座」といいます。）へ入金する取引
その際、同日に受渡しが行われる他の有価証券等の取引等に係る買付代金等がある場合は、優先してその買付代金等に当該返還金等を充当し、なお顧客預り金口に残額が生じる場合は、その残額をMRF累投口へ入金します。
 - ⑦ 上記(1)②から⑤ならびに別途口座開設した有価証券等の取引等の買付代金等をマネー口座より充当する取引
その際、顧客預り金口に預り金がある場合は預り金から充当し、なお、買付代金等に不足する場合はその不足額をMRF累投口から出金します。
 - ⑧ 国内公社債券（国内発行の外貨建債券を除きます。）・外国債券・外国株式（国内証券取引所に上場している外国株式およびカントリーファンドを除きます。）・証券投資信託・外国投資信託および外国投資証券の利金・収益分配金・配当金・償還金をMRF累投口を除く他の累積投資口（以下「累投口」といいます。）へ入金する取引

- ⑨ 外国債券（国内発行の外貨建債券を除きます。）の利金・償還金、外国株式（国内証券取引所上場の外国株式を除きます。）の配当金、外国投資信託の収益分配金・償還金、外国投資証券の配当金により入金された金銭を外貨建マネー・マーケット・ファンド累投口へ入金する取引
- (2) 上記(1)①から⑤の各取引については、この約款の定めによるほか、当社の当該各取引の約款により取扱います。
- (3) 上記(1)⑥から⑨の各取引に係る自動買付、自動換金、再投資については、お客様のお申出により中止することができます。
- (4) お客様は、上記(1)⑧および⑨の取引については、お申込みをされる累投口に係る累積投資約款に掲げる取引方法によりご利用いただけます。

3. (申込方法等)

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名なつ印（お届印によります。）し、これを当社に提出することにより、証券総合口座取引をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り証券総合口座取引を開始することができます。
- (2) すでに証券総合口座取引を契約済のお客様が、上記2. (1)⑤および⑧の取引を行う場合は、お客様のお申出により次の契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。
 - ① 2. (1)⑤の取引の開始
 - ② 2. (1)⑧の取引の開始・変更・解除
 - ③ 上記①および②に係る累積投資口座の開設
- (3) 上記2. (1)⑨の自動買付取引を行う場合は、あらかじめ、お客様から自動買付の対象通貨・商品等についてお申込みを受け、お申込み事項を登録したうえでお取扱いします。
- (4) お客様が証券総合口座取引のお申込みをされる場合には、振込先指定方式の利用申込みを同時にさせていただきます。ただし、証券総合口座取引を開始される際、すでに当社でお申込みをされている場合は、継続してこの約款に基づく取扱いとして利用できます。

4. (金銭の受払いの方法)

お客様と当社との金銭の受払いは、下記の取扱いまたは当社が特に指定する他の方式となります。

- (1) お客様が当社に支払うこととなった金銭は、お客様の銀行預金口座等から当社指定口座へ振込む方式
- (2) 当社がお客様に支払うこととなった金銭は、お客様のあらかじめ指定する銀行預金口座等へ振込む方式（以下「振込先指定方式」といいます。）

5. (振込先指定方式)

- (1) 振込先指定方式とは、お客様の当社におけるすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭をお客様のあらかじめ指定する銀行預金口座等に振込む方式をいいます。
- (2) 振込先指定方式のお取扱いは、別に定める振込先指定方式取扱規定により取扱います。

6. (キャッシングの利用)

各累投口の累積投資約款に掲げるキャッシング（即日引出）（以下「キャッシング」といいます。）はお客様のお申込みにより、当該累積投資約款に基づき解約代金相当額をお客様のあらかじめ指定した銀行預金口座等に振込むことによってお支払いします。

7. (マネー口座ご出金の取扱い)

- (1) マネー口座からのご出金のお取扱いは、第一位に顧客預り金口から出金し、なお、お申込みの金額に満たない場合はMRF累投口の換金ないしキャッシングにてお支払いします。
- (2) 上記(1)のMRF累投口のお取扱いは、お客様のお申込みの時間が三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款に定める即日換金が可能な時間内の場合は換金、翌営業日の換金となる時間の場合はキャッシングとして取扱います。

8. (お届出事項)

お客様は、証券総合口座取引開始時に上記3. による申込等の手続において当社が求める場合には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。

- (1) 届出印鑑のお届出

- (2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)および関係法令に規定する取引時確認等に関する本人確認書類等のご提出またはご提示、および事実のご申告。この取引時確認等には、外国の政府等で重要な地位を占める者(以下「外国PEPs」といいます)である場合の確認を含みますが、これに限りません。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号の告知、および同法等に規定する本人確認等のための書類のご提出またはご提示
- (4) お客様が、日本証券業協会の「内部者登録制度」で定める下記の会社関係者等に該当する場合または届出事項に変更があった場合はお届けください。
- ① 次に掲げる者
 - イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役または執行役(以下「役員」といいます。)
 - ロ 上場投資法人等(上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第12項に規定する投資法人をいいます。以下同じ。)の執行役員または監督役員
 - ハ 上場投資法人等の資産運用会社(投信法第2条第19項に規定する資産運用会社をいいます。以下同じ。)の役員
 - ② 次に掲げる者
 - イ 上場会社等の親会社または主な子会社の役員
 - ロ 主な特定関係法人(上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人(金融商品取引法第166条第5項に規定する特定関係法人をいいます。))のうち主なもの(以下同じ。)の役員
 - ③ 上記①および②に掲げる者でなくなった後1年以内の者
 - ④ 上記①に掲げる者の配偶者および同居者
 - ⑤ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員(上場投資法人等の執行役員を除きます。)その他役員に準ずる役職にある者
 - ⑥ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者
 - ⑦ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
 - ⑧ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者
 - ⑨ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人
 - ⑩ 上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書に記載されている大株主をいいます。)

9. (表明・確約事項)

当社が定める方法により、お客様(お客様の代理人等を含みます)につき、次の各号の表明・確約をしていただきます。なお、この約款では下記(1)の①から⑥に該当する者、または(2)の①から⑤の行為を行う者を「反社会的勢力」とします。

- (1) 現在かつ将来にわたり次の①から⑥のいずれにも該当しないことの表明・確約
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他上記①から⑤に準ずる者
- (2) 自らまたは第三者を利用し次の①から⑤に該当する行為を行わないことの確約
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
- (3) 反社会的勢力に関して、次の①から③の表明
- ① 反社会的勢力を利用していないこと
 - ② 反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をしていないこと
 - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

- (4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関して、次の①から③の確約、および④の表明・確約
- ① 犯収法に定める「犯罪による収益」に該当する資金等の当社への預け入れ行為等を行わないこと
 - ② 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他の関係法令に違反する行為を行わないこと
 - ③ マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与に該当する行為を行わないこと
 - ④ 現在かつ将来にわたり日本、米国、国際機関等および当社が定める国の経済制裁対象者等に該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと
- (5) 前項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断する場合において、当社は、お客様に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断する事項を確認するために情報提供を求めることがあります。
- (6) 当社は、相当な期間取引がない場合、お客様に通知することなく、入出金を含むお客様の取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。また、下記12. の各号の事由がある場合、これらに準じる事由があると当社が合理的に判断した場合、または上記(5)に基づき当社がお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が、当社の必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。なお、当社は、停止または制限した取引またはサービスの提供を再開するにあたり、お客様に対し、改めて本人確認に必要な事項、または資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。
- (7) 公開買付け、相続等の目的のため、当社との契約締結が必要なときであって、下記12. の各号の事由がある場合、当社は、その事情に応じて取引を制限することがあります。
- (8) 前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。

10. (口座管理料)

- (1) 当社は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料をお客様にお支払いいただくことがあります。お客様に請求した口座管理料が期日までに入金されない場合は、マネー口座から引落とさせていただきます。また、マネー口座の残高不足等により口座管理料のお支払いがないときは、お預り証券等の返還のご請求には応じないことがあります。
- (2) お客様は、当社が定めるところにより口座管理料を支払っている場合において、この契約が解約されたときは、当社に対し、当該口座管理料の返還を請求しないものとします。

11. (預り資産の処分・相殺)

お客様が当社に対する債務を履行されないとき、当社は、お客様が当社にお預けになっている資産（現金、有価証券等資産の種類は問いません。）について、その裁量により必要に応じて、①必ずしも法定の手続きによることなく、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により当社の計算において処分のうえ、その処分金額から処分費用を差し引いた残額を法定の順序によることなく、当該債務の弁済に充て、または②返還債務等上記資産に関する当社のお客様に対する債務と、お客様の当社に対する上記債務とを、その対当額（金銭債務以外については、市場価格等、当社が合理的方法によって評価した価額によります。）において相殺させていただくことがあります。

12. (解約)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解約されます。

- ① お客様が当社に対し解約のお申出をしたとき。
(お客様または当社から、上記3. (4)の申込みの解約を申し出たときを含みます。)
- ② 当社の定める期間において、お預りがなくかつお取引がないときに、当社が解約すべきと判断したとき。
- ③ 口座管理料その他、お客様が当社に対する債務を履行されないときに当社が解約の申出をしたとき。
- ④ 前各号のほか、契約を解約することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、またはやむを得ない事由により当社がお客様に解約の申出をしたとき。
- ⑤ 海外への移住・転勤等により、国内に住所および居所を有しないこととなった旨、お客様からお申出があったとき。
- ⑥ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。

- ⑦ お客様（お客様の代理人等を含みます。以下の各号において同じ。）が上記9. (1)ないし(4)に基づく表明・確約に違反し、もしくはこの約款に基づき申告を求められた事項に関して虚偽の申告をしたこと、またはそれらの疑いが認められ、当社が解約を申し出たとき。
- ⑧ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
- ⑨ お客様が口座開設時またはその後外国PEPsに関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき。

13. (免責事項)

当社は、次に掲げる損害は、その責を負いません。

- ① 当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭を返還したことにより生じた損害
- ② 当社が、振込先指定方式の利用により金銭を指定預金口座へ振込んだのちに発生した損害
- ③ 所定の手続きにより返還のお申出がなかったため、または印影がお届印と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- ④ お預り当初から、有価証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害
- ⑤ 天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく有価証券の買付、または有価証券もしくは金銭の返還が遅延または不能となったことにより生じた損害
- ⑥ お客様から必要なお届出、または届出事項の変更のお申出が遅滞なく行われなかったことにより生じた損害、または法令諸規則において必要となる確認事項についての確認を拒否されること等により生じた損害
- ⑦ 当社から提供する証券情報等が、電信または郵便等その送付手段を問わず、当社の責に帰さない事由によって誤配、遅配されたことなどにより生じた損害
- ⑧ お客様が有価証券を当社へ郵送されてから当該有価証券を当社が受領するまでの間に、当社の責に帰さない事由によって、手続が遅延または不能となったことにより生じた損害、これにより当該証券に係る諸権利の全部または一部が消滅した場合

14. (届出事項の変更)

(1) 改名（名称変更）、転居（移転）、法人の場合における代表者の役職氏名、お届印、外国PEPsに係る事項（法人の実質的支配者に係るものを含みます。）および個人番号または法人番号など届出事項、または次の各号（すでに届け出られている場合に限り）に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって遅滞なく当社に届け出ていただきます。

- ① 取引の目的（投資カテゴリー）
- ② ご職業または主たる事業
- ③ 法人の場合は、実質的支配者
- ④ 法人の場合は、取引ご担当者

(2) 上記(1)のお届出があったとき、当社は、戸籍謄本・抄本（登記事項証明書）、運転免許証、印鑑証明書その他当社が必要と認める書類等をご提出または「個人番号カード」等をご提示いただくことがあります。この場合、印鑑証明書のご提出ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。

15. (成年後見人等の届出等)

(1) 家庭裁判所の審判により、お客様に補助、保佐もしくは後見が開始された場合、または任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに補助人、保佐人もしくは成年後見人または任意後見人の氏名その他当社所定の必要事項を書面により届け出ていただきます。また、この場合には、審判書の写し、登記事項証明書その他当社が必要と認める書類等をご提出いただきます。

(2) すでにお客様が、補助、保佐もしくは後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、上記(1)と同様にお届出ください。

(3) 上記(1)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様にお届出ください。

(4) 相続が開始された場合においては、相続人の方から、当社所定の方式により届け出ていただくとともに、戸籍謄本その他当社が必要と認める書類等をご提出いただきます。

(5) 相続が発生した場合において、再投資または自動買付の取扱いがある場合は、相続人から当社所定の

方式により変更の届出があるまでの間は、従前の再投資または自動買付の取扱いが継続されます。

16. (通知の効力)

当社からなされたお客様との取引に関する諸通知等が、お客様が届け出られた住所宛に送付された場合に、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

17. (約款の変更)

当社は、法令の変更、監督官庁もしくは振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、またはお客様に通知するものとします。

18. (その他)

この約款によるお取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、お取扱い店の店頭に備え置いてお客様にお知らせします。

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款（PB口座用）

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、三菱UFJ投信株式会社の発行する三菱UFJ MRF（マネー・リザーブ・ファンド）（以下「当ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってお客様と当ファンドの累積投資契約を締結いたします。

2.（申込方法）

- (1) この契約の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名及びお届印をなつ印し、これを当社に提出することによって行うものといたします。
- (2) 契約の締結があったとき、当社は、直ちにお客様ごとに当ファンドの累積投資口座を開設いたします。

3.（金銭の払込・払込金の充当方法）

お客様は、当ファンドの買付にあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

4.（取得の時期、価額）

- (1) 当社は、お客様に代り、当ファンドの取得の申込みのあった日の正午以前に払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に当ファンドを取得します。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に当ファンドをお客様に代り取得します。
- (4) 取得された当ファンドの所有権及びその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

5.（投資信託受益権の振替口座簿による管理）

この契約によって取得された当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定に基づき、振替口座簿中の顧客口座へ記載・記録され、当社の自己分とは分別して管理されます。

6.（果実の再投資）

- (1) 取得された当ファンドの受益権にかかる果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日。）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代り当社が受領のうえ、お客様の口座に繰り入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、当ファンドの受益権をお客様に代り取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により当該計算日の翌日に当ファンドをお客様に代り取得します。

7.（返還）

- (1) お客様は、自己の所有する当ファンドの返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求が請求日の正午以前にあったときは、その前日の基準価額によりこれを換金し、また、正午以降に請求があったときは、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額によりこれを換金し、その金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。
- (2) 前項の請求は、所定の手続きによって行うものとし、当社はあらかじめお客様が指定した預金口座に

振込むことによって返還します。

- (3) 当ファンドの受益権の果実については、上記6. に基づき再投資されます。果実の返還は、当ファンドの全部の返還請求又は下記10. にある解約のときに換金されたうえ、行われます。

8. (自動買付・自動換金)

- (1) お客様の証券総合口座取引において、その公社債券（外国債券を含む。ただし外国通貨で表示された公社債券で、その利子が外貨で支払われることとされているものを除く。）・投資信託受益権及び外国投資信託証券（クローズド・エンド型の会社型投資信託証券を除く。）の利金・収益分配金・配当金・償還金並びに売却代金等の全部又は一部等をもって、自動的に当ファンドを買付けます。なお、お客様が特定口座を開設されている場合においては、特定口座内で当ファンドを買付けるものとしたします。
- (2) お客様の証券総合口座取引において、当ファンドの全部又は一部を自動的に換金したうえで、その買付代金等の全部又は一部に充当します。ただし、お客様が特定口座を開設されている場合においては、特定口座内の当ファンドの残高の範囲内でのみ適用するものとしたします。

9. (キャッシング〔即日引出〕)

- (1) 返還の請求を正午以降に申し込んだお客様が、7. の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。
- ① キャッシングの申し込みがあった場合、当社は、当ファンドの残高又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、当ファンドを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、当社の判断により、貸出しを制限する場合があります。
- ② 前号のキャッシング申込日に、当社は、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する当ファンドについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に7. の換金手続きを行います。
- ③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全部の返済にあてます。前号①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出し金利として当社が別途もらいうけます。
- $$\{\text{解約口数} \times \text{基準価額} \times (\text{キャッシングの申込日から当該受渡日の前日までの期間の1口当りの分配金累計額})\} (A) - \{(A) \times \text{所得税率} + (A) \times \text{住民税率}\}$$
- なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。
- ④ 当社は、前号②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前号②の換金手続きに基づく金銭と前号①のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとしたします。
- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、お客様のあらかじめ指定した預金口座に振込むことによってお客様に金銭をお引渡しいたします。

10. (解約)

- (1) 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は解約されます。
- ① 証券総合口座取引約款の定めにより、PB口座が解約されたとき
- ② 当社が当ファンドに関する累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③ 当ファンドが償還されたとき
- ④ お客様の居所が不明である状態が1年以上続き、かつ、残高が10,000円未満のとき
- ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間を置いて解約を申出たとき
- (2) この契約の解約があったときは、当社は、遅滞なく当ファンドの受益権の解約金及び果実を7. に準じて、お客様に返還いたします。

11. (報告)

お客様の当ファンドの取引に係るお客様への報告は取引残高報告書を通じて行います。

12. (申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居並びにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって、

遅滞なく当社に届け出ていただきます。

- (2) 当社は、前項の届け出があったときに戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

13. (その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭を他の預り金と区分し「累積投資口」として経理します。ただし、当該金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
- ① お届印の押なつされた所定の受領書と引換えに、この契約に基づく当ファンド又は果実を返還した場合
 - ② 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届印と相違するために、この契約に基づく当ファンド又は果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく当ファンドの取得又は当ファンド若しくは果実の返還が遅延した場合
- (3) 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

以上

2006年9月1日制定
2020年8月1日最終改定

株式等振替決済口座管理約款（PB口座用）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う振替株式等（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

（振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権欄」といいます。）と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有欄」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の定めに従い、本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第5条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

2 お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」等の書類をご提出願うことがあります。

（加入者情報の取扱いに関する同意）

第6条 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に

対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第6条の2 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(共通番号情報の取扱いに関する同意)

第7条 当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。なお、共通番号情報は番号法に定める範囲を超えて利用することはありません。

(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知若しくは総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知若しくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

第10条 お客様が当社に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替の申請)

第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
 - 3 機構の定める振替制限日を振替日とするもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
 - 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
 - 3 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者（以下本条において「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
 - 4 特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
 - 5 振替先口座
 - 6 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別

- 7 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
- 8 振替を行う日
- 3 前項第1号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあつては、その振替上場投資信託受益権の1口の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第5号の提示は必要ありません。また、同項第6号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があつたものとして取り扱います。
- 6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り。）を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第5号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者若しくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

（他の口座管理機関への振替）

- 第12条 当社は、お客様からお申出があつた場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。また、当社で振替株式等を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄が質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあつた場合は、正しく手続きが行われなことがあるあります。

（担保の設定）

- 第13条 お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（登録質権者となるべき旨のお申出）

- 第14条 お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

（担保株式等の取扱い）

- 第15条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。
- 2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権（以下「担保株式等」といいます。）の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。
 - 3 お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権若しくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたとき若しくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権若しくは当該振替新投資口予約権の数についての記載若しくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出

の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

第16条 お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等（登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資）について、当社に対し、振替株式等の質権設定者（登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者）となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

2 お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)

第16条の2 当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われなかったこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。

- 1 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること
 - 2 前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること
 - 3 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること
 - 4 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと
 - 5 お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
 - 6 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
 - 7 第4号及び第5号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
- 2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。
- 1 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
 - 2 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき

- 3 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
 - 4 支払を停止したとき
 - 5 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権若しくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が發送されたとき、又は当該返還請求権若しくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が發送されたとき
 - 6 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 7 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
 - 8 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めるとき
- 3 第1項及び第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。
- 4 お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
- 5 お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項及び第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
- 6 第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第1項第5号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）
- 7 前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

（信託の受託者である場合の取扱い）

第17条 お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

（振替先口座等の照会）

第18条 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

- 2 お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。
- 3 お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

（振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い）

第19条 お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

- 2 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

第20条 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

第21条 お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第21条の2 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

(個別株主通知の取扱い)

第22条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

(単元未満株式の買取請求等)

第23条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

3 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

4 お客様は、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。

5 お客様は、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

6 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(会社の組織再編等に係る手続き)

第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

第24条の2 当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

2 当社は、信託の併合の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(振替受益権の併合等に係る手続き)

第24条の3 当社は、振替受益権の併合又は分割の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口

座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

- 2 当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第24条の4 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

- 2 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(配当金等に関する取扱い)

第25条 お客様は、金融機関預金口座への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する金融機関預金口座の指定（以下「配当金等振込指定」といいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます。）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。）又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量（当該発行者に係るものに限ります。）に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます。）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

- 3 お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

- 2 お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

- 3 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

- 4 お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

- 5 発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金支払債務が消滅すること。

- 6 お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

- イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

- ロ 機構加入者

- ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

- 4 登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

第25条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

(振替受益権の信託財産の配当等の処理)

第25条の3 振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)

第25条の4 振替受益権の信託財産に係る株主総会（受益者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

(振替受益権に係る議決権の行使等)

第25条の5 振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)

第25条の6 振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(振替受益権の証明書の請求等)

第25条の7 お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

2 お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

(総株主通知等に係る処理)

第26条 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者（振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。）に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事

項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

(お客様への連絡事項)

第27条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 最終償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱い店のアドミニストレーション・マネージャー（内部管理責任者）に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(振替新株予約権の行使請求等)

第28条 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 4 前3項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 5 お客様は、第1項、第2項又は第3項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、

当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

- 6 お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。
- 7 お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社は直ちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。
- 8 お客様は、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。
- 9 前8項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第29条 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

第30条 お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。

- 2 お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。
- 3 第1項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

第31条 お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。
- 3 第1項の場合は、所定の料金をいただきます。

(届出事項の変更手続き)

第32条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示いただくことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

ます。

- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

第33条 機構から当社に対し、お客様の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(口座管理料)

第34条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第35条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。（適格機関投資家、国、地方公共団体その他の政令（振替法施行令第2条）で定める者でない場合。））に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 1 振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分（振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第36条 当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第37条 証券総合口座取引約款又は総合取引約款の定めにより、PB口座が解約された場合には、この契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
 - 1 お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
 - 2 お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知若しくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者若しくは反対新投資口予約権者であるとき
- 3 お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債

数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

- 3 前2項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第34条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第34条第2項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第38条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第39条 法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第40条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第32条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第19条及び第25条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第39条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第41条 当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 2 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債（施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
 - イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
 - ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
 - ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
 - ニ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
 - ホ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
 - ヘ 振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及

- び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること
- 3 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること
 - 4 当社は、施行日後1年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと
 - 5 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第41条の2 お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第6号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること
- 5 機構が必要と認める日においては、第1号に掲げる申請を受け付けないこと
- 6 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること

(この約款の変更)

第42条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第43条 お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

2 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

2009年1月5日制定
2020年8月1日最終改定

振替決済口座管理約款（PB口座用）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係るお客様の口座を、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

（振替決済口座）

第2条 振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の定めに従い本人確認を行わせていただきます。

（当社への届出事項）

第4条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

（振替の申請）

第5条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。

2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。

2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

1 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額

2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

3 振替先口座

4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

3 前項第1号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

(他の口座管理機関への振替)

第6条 当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振替国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

(分離適格振替国債に係る元利分離申請)

第7条 振替業を営む金融機関等（顧客が振替法第93条第3項に規定する財務大臣が定める要件に該当する者。以下同じ。）は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。

- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - 1 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額
 - 2 お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振替国債等の元利統合申請)

第8条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振替国債及び分離利息振替国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。

- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。
 - 1 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額
 - 2 お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振替国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振替国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている振替国債が償還（分離利息振替国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当社に対し、当該振替国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(担保の設定)

第10条 お客様の振替国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(お客様への連絡事項)

第11条 当社は、振替国債について、次の事項をお客様にお知らせします。

- 1 最終償還期限
- 2 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお取扱い店のアドミニストレーション・マネージャー（内部管理責任者）に直接ご連絡ください。

- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（元利金の代理受領等）

- 第12条 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
- 2 当社は、第1項の規定にかかわらず、お客様からの申込みがあり当社が認めた場合は、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

（届出事項の変更手続き）

- 第13条 お届出事項（氏名若しくは名称、住所又は共通番号）を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「戸籍抄本」、「印鑑証明書」その他必要と認められる書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご提示いただくことがあります。
- 2 前項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。

（口座管理料）

- 第14条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振込国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じないことがあります。

（当社の連帯保証義務）

- 第15条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。（適格機関投資家、国、地方公共団体その他政令で定める者でない場合。））に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
- 1 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
 - 2 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

- 3 その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約)

第16条 証券総合口座取引約款又は総合取引約款の定めにより、PB口座が解約された場合には、この契約は解約されます。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(免責事項)

第18条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振込国債の元金又は利子の支払いをした場合
- 2 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の元金又は利子の支払いをしなかった場合
- 3 天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振込国債の元金又は利子の支払いが遅延した場合

(約款の変更)

第19条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第20条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

一般債振替決済口座管理約款（PB口座用）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の定めに従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第5条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
- 3 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
- 4 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - 1 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額
 - 2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 3 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - 4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 5 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

- 第7条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当社で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがある場合があります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（抹消申請の委任）

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

（元利金の代理受領等）

- 第10条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）及び利息を取り扱うもの（以下「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利息の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうへ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。
- 2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構関与銘柄の利息の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

（お客様への連絡事項）

第11条 当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 最終償還期限
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱い店のアドミニストレーション・マネージャー（内部管理責任者）に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特

定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

（届出事項の変更手続き）

- 第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」その他必要と認められる書類等をご提出又は「個人番号カード」をご提示いただくことがあります。
- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 - 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

（口座管理料）

- 第13条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

（当社の連帯保証義務）

- 第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。（適格機関投資家、国、地方公共団体その他の政令（振替法施行令第2条）で定める者でない場合。））に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
- 1 一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務
 - 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

- 第15条 当社は、機構において取り扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- 2 当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

- 第16条 証券総合口座取引約款又は総合取引約款の定めにより、PB口座が解約された場合には、この契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。
- 2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第18条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第20条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第21条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 5 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(約款の変更)

第22条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

第22条の2 この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第10条	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）
第10条	元利金	償還金及び配当
第10条、第13条、第14条及び第20条	利金	配当

(個人情報等の取扱い)

第23条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

短期社債等振替決済口座管理約款（PB口座用）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う短期社債等に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。短期社債等の範囲は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である短期社債等の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の短期社債等の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が短期社債等についての権利を有するものに関し振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の定めに従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第5条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等、共通番号をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等について、差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書

に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

- 1 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき短期社債等の銘柄及び金額
 - 2 お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 3 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - 4 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 5 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その短期社債等の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に短期社債等の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに短期社債等の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

第8条 お客様の短期社債等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

（抹消申請の委任）

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等の償還日が到来した場合には、当該短期社債等について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

（償還金の受入れ等）

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって発行者（支払代理人が選任されている場合には支払代理人）からこれを受領し、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。

（お客様への連絡事項）

第11条 当社は、短期社債等について、残高照合のための報告をご通知します。

- 2 前項の残高照合のための報告は、短期社債等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。

なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱い店のアドミニストレーション・マネージャー（内部管理責任者）に直接ご連絡ください。

- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面

2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名又は名称、代表者、代理人、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」その他必要と認められる書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご提示いただくことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ短期社債等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第13条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、短期社債等の償還金のご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。（適格機関投資家、国、地方公共団体その他の政令（振替法施行令第2条）で定める者でない場合。））に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 1 短期社債等の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた短期社債等の超過分（短期社債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う短期社債等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第15条 当社は、機構において取り扱う短期社債等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における短期社債等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第16条 証券総合口座取引約款又は総合取引約款の定めにより、PB口座が解約された場合には、この契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、短期社債等を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項による短期社債等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている短期社債等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより短期社債等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて短期社債等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、短期社債等の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、短期社債等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により短期社債等の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第18条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(約款の変更)

第20条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第21条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

投資信託受益権振替決済口座管理約款（PB口座用）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座開設申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の定めに従い本人確認を行わせていただきます。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第5条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

（振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- 1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- 2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

- 3 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - 4 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - 5 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - 6 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
 - ホ 償還日
 - ヘ 償還日翌営業日
 - 7 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
 - 1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - 2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 3 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - 4 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
 - 5 振替を行う日
 - 3 前項第1号の口数は、その1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数単位の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
 - 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
 - 5 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

- 第7条 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当社は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、お客様から他の口座管理機関へ振替を依頼されるときは、渡し方の口座管理機関に対し、振替に必要な事項（当社及び口座を開設している支店名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

（担保の設定）

- 第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

2 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

(お客様への連絡事項)

第11条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

- 1 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- 2 残高照合のための報告
- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱い店のアドミニストレーション・マネージャー（内部管理責任者）に直接ご連絡ください。
- 3 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
 - 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」その他必要と認められる書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご提示いただくことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第13条 当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

- 2 当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第14条 機構が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。（適格機関投資家、国、地方公共団体その他の政令（振替法施行令第2条）で定める者でない場合。））に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- 1 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- 2 その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第15条 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が指定証券会社となっていない銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を連絡します。

(解約等)

第16条 証券総合口座取引約款又は総合取引約款の定めにより、PB口座が解約された場合には、この契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第18条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第19条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

- 5 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第18条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第20条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- 2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（投資信託受益証券の提出など）
- 3 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 4 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(約款の変更)

第21条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第22条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

2007年1月4日制定
2020年8月1日最終改定

保護預り約款（PB口座用）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

（保護預り証券）

第2条 当社は、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合によりお預りしないことがあります。

2 当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。

3 この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

第3条 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

1 保護預り証券については、当社が保護預り証券の保管業務を委託する保管会社において安全確実に保管します。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。

3 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。

4 前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

（混合保管等に関する同意事項）

第4条 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

1 お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

2 新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

（混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い）

第5条 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

（共通番号の届出）

第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の定めに従い本人確認を行わせていただきます。

（当社への届出事項）

第6条の2 「保護預り口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2 お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第23条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。

す。この場合、「パスポート」等の書類をご提出願うことがあります。

(保護預り証券の口座処理)

第7条 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

2 金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取り扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(担保にかかる処理)

第8条 お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(お客様への連絡事項)

第9条 当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- 1 名義書換又は提供を要する場合には、その期日
 - 2 混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還額
 - 3 最終償還期限
 - 4 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告
- 2 残高照合のためのご報告は、1年に1回（信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。）又は金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するもの及び同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。）の未決済建玉がある場合には2回）以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のお取扱い店のアドミニストレーション・マネージャー（内部管理責任者）に直接ご連絡ください。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。
- 1 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面
 - 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(名義書換等の手続きの代行等)

第10条 当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2 前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

第11条 保護預り証券の償還金（混合保管中の債券について第5条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）又は利金（分配金を含みます。以下同じ。）の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(保護預り証券の返還)

第12条 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第13条 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

- 1 保護預り証券を売却される場合
- 2 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合
- 3 当社が第11条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(届出事項の変更手続き)

第14条 お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「戸籍抄本」、「印鑑証明書」その他必要と認められる書類等をご提出又は「個人番号カード」等をご提示いただくことがあります。

- 2 前項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(保護預り管理料)

第15条 当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただく場合があります。

- 2 当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、保護預り管理料を請求したにもかかわらず料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求には応じないことがあります。

(解約)

第16条 証券総合口座取引約款又は総合取引約款の定めにより、PB口座が解約された場合には、この契約は解約されます。

(解約時の取扱い)

第17条 前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

- 2 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(公示催告等の調査等の免除)

第18条 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(免責事項)

第19条 当社は、次にあげる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 1 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合
- 2 当社が、当社所定の証書に押なつされた印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合
- 3 第9条第1項第1号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合
- 4 お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合
- 5 天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第20条 有価証券の無券面化を柱とする「社債等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。平成21年1月5日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込み

をいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第21条 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を、当社が代って行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 社振法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
- 2 その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- 3 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 5 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第22条 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 社振法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- 2 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- 3 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと
- 4 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 5 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

第23条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。平成21年1月5日から廃止されております。以下同じ。）第2条に規定する株券等（振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。）に該当するものについて、次の第1号から第16号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 振替法の施行日（平成21年1月5日。以下「施行日」といいます。）の2週間前の日から施行日の前日までの間、原則として株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと
- 2 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと
- 3 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- 4 施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。なお、お預りしている株券にお客様の質権が設定されている場合もお客様に通知すること
- 5 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報（氏名又は

名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。)を機構に通知すること

- 6 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること
- 7 お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第5号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること
- 8 当社が第5号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること
- 9 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限り、)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと
イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請
ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等
ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと
ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと
ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと
- 10 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券(施行日前日に機構が保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。)として取扱うもの)に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- 11 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券(施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うもの)に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること
- 12 発行者に対する前2号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと
- 13 施行日前において、保護預り株券(機構で保管しているものを除きます。)を返還する場合があること
- 14 施行日前において、お客様へ保護預り株券(機構で保管しているものを除きます。)を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること
- 15 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと
- 16 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式会社等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(約款の変更)

第24条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

(個人情報等の取扱い)

第25条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについてご同意いただいたものとして取り扱います。

- 1 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3 FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

外国証券取引口座約款（PB口座用）

第1章 総則

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2 お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取り次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該有価証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含みます。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

（外国証券取引口座による処理）

第2条 お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」といいます。）により処理します。

（遵守すべき事項）

第3条 お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」といいます。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいいます。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいいます。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第2章 外国証券の国内委託取引

（外国証券の混合寄託等）

第4条 お客様が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除きます。以下「寄託証券」といいます。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」といいます。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2 寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3 前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」といいます。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」といいます。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4 お客様は、第1項の寄託又は記録若しくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(寄託証券に係る共有権等)

第4条の2 当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。

2 寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)

第5条 お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場等において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下「当社の保管機関」といいます。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。

2 お客様は、前項の交付については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

第6条 寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2 前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

(配当等の処理)

第7条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含みます。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為に基づかず交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な所有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含みます。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。

(2) 株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含みます。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては1口（投資法人債券に類する外国投資証券等にあつては1証券）、カバードワラントにあつては1カバードワラント、外国株預託証券にあつては1証券。以下同じ。）未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあつては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあつてはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。）を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当

額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

- (3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。
- (4) 第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。
- 2 お客様は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭（以下「配当金等」といいます。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。
- 3 配当金等の支払いは、すべて円貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。
- 4 前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行（第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。）が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場（当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場）によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能若しくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。
- 5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- 6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。
- 7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

（新株予約権等その他の権利の処理）

第8条 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。
 - a 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合
お客様が所定の時限までに新株式（新たに割り当てられる外国株券等をいいます。以下同じ。）の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
 - b 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合
決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。
- (2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等（源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投

資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含みます。)により割り当てられる新株式は、決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

- (3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社を受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとし、
- (4) 前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。
- (5) 第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。
- (6) 第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとし、

(払込代金等の未払い時の措置)

第9条 お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとし、

(議決権の行使)

第10条 寄託証券等(外国株預託証券を除きます。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含みます。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしないう場合は、決済会社は議決権を行使しません。

- 2 前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとし、
- 3 第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとし、
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとし、

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第10条の2 外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしないう場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

- 2 前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとし、
- 3 第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとし、
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の

行使に関する取扱いについて別に定めることができますものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第11条 寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除きます。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあつては受益者、外国投資証券等にあつては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあつては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がおお客様の届け出た住所あてに送付します。

2 前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができますものとします。

第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第12条 おお客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でおお客様があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

第13条 おお客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。
- (2) 当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
- (3) 国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。
- (4) 外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
- (5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時交付書面等を送付します。

(受渡日等)

第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。
- (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社がおお客様との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

(外国証券の保管、権利及び名義)

第15条 当社がおお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
- (2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
- (3) お客様が有する外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
- (4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除きます。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
- (5) 第3号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
- (6) お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替

数量に応じて移転が行われるものとします。

- (7) お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要がある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
- (8) お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
- (9) お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
- (10) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る寄託残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の売却を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条 当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。なお、当社が代わって受領した金額がお客様にお支払いした金額よりも少なかった場合、お客様に相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、後日当該保管機関より受領が取り消された場合又はその他の合理的な理由がある場合には、当社はお客様より全額又は一部を返還いただきます。お客様から遅滞なく返還をいただけない場合、当社は当該お客様に対して当社が負担する債務と弁済期の如何にかかわらず相殺すること、又は当該お客様より預託を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格及び条件をもって解約、売却又は買取処分の上、手取額又は代金額を返還いただくべき金額の一部又は全部に充当することが、それぞれできるものとします。なお、本号に基づきお客様より金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせてお客様から当社にお支払いいただくことができるものとします。
- (2) 外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令若しくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。
- (3) 株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (4) 前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (6) 株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

- (7) 第1号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第18条 当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。

- (1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知
 - (2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知
 - (3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知
- 2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間（海外CD及び海外CPについては1年間）保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。

- 2 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

(諸料金等)

第20条 取引の執行又は保管の委託に関する料金及び支払期日は次の各号に定めるところによります。

- (1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。
 - (2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。
 - (3) 外国株預託証券の保管の委託について、発行者（預託機関）がその維持管理に要する費用等を所有者の負担とする場合、当社は当該費用等をお客様に請求することがあります。
- 2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第21条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨（当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限ります。）によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

第4章 雑則

(取引残高報告書の交付)

第23条 お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令

により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

- 3 当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的取引残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第24条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の定めに従い、お客様の本人確認を行わせていただきます。

(届出事項)

第24条の2 お客様は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、印鑑等及び共通番号を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第25条 お客様は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第26条 前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第27条 お客様あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第28条 当社は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料をお客様にお支払いいただくことがあります。

(契約の解約)

第29条 証券総合口座取引約款又は総合取引約款の定めにより、PB口座が解約された場合には、この契約は解約されます。

- 2 前項に基づく契約の解約に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- (2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法及び合意管轄)

第31条 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

- 2 お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款の変更)

第32条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第33条 お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限ります。）が提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合

当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

- (2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合

当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

- (3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」といいます。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合

当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関

- (4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下同じ。）によるマネー・ロンダリング、証券取引にかかる犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合

当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は当該外国証券の保管機関

2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名／名称、住所／所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
(3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

国内外貨建債券取引約款（PB口座用）

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金若しくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。）をいいます。以下同じ。）の取引に関する取決めです。

（受渡期日）

第2条 受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

（国内外貨建債券に関する権利の処理）

第3条 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- (1) 当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金（記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。ただし、保護預り契約又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴取されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。
- (2) 国内外貨建債券に関し新株引受権（新株引受権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。
- (3) 転換社債型新株予約権付社債の転換権行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- (4) 国内外貨建債券に関し、第1号及び第2号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。
- (5) 債権者集会における議決権の行使又は異議申し立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申し立てを行いません。

（諸料金等）

第4条 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

（外貨の受払い等）

第5条 国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

（金銭の授受）

第6条 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日、第3条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。

（諸報告書等）

第7条 当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様あてに交付する諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取り扱うことができるものとします。

（免責事項）

第8条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

- (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由に

より、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
(2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害。

(約款の変更)

第9条 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

振込先指定方式取扱規定（PB口座用）

1.（目的）

この規定は、お客様の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様のあらかじめ指定する銀行預金口座等（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式の取扱いを定め、もってお客様と当社の受渡清算の円滑化を図ることを目的とするものです。

2.（申込方法）

お客様がこの規定を承認し、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ申し込むものとし、かつ当社が承認した場合に限り当方式を採用できるものとします。

3.（指定預金口座の取扱い）

指定預金口座の名義人は、当社の口座名義人と同一人に限らせていただきます。

4.（指定預金口座の確認）

- (1) 当社は、上記3.により銀行預金口座等の指定があったときは、すみやかに所定の書面を送付いたしますので、記載内容を十分にご確認ください。万一、記載内容に相違があるときは、すみやかに当社にお申出ください。
- (2) 上記(1)の所定の書面を当社が送付後1週間は、振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込みはできないことがあります。

5.（指定預金口座の変更）

- (1) 指定預金口座を変更される時は、当社所定の用紙によって届け出ていただきます。
- (2) 変更の取扱いは、上記3. および4. に準じて行うものとします。

6.（金銭の受渡清算方法の指示）

- (1) 金銭の受渡清算方法については、お客様からその都度、この規定に基づく振込みをするのか、その他の受渡清算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただきます。
なお、上記のご指示を受けたとき当社は、お客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
- (2) 利金等については、あらかじめ振込みのご指示のある場合には、上記(1)のご指示をいただかずに指定預金口座に振り込みます。

7.（手数料）

振込みにかかる手数料は、当社にて負担します。

8.（免責）

当社が売却代金等を指定預金口座へ振り込みましたうえは、振込みにつき生じた損害については、当社は責任を負いません。

9.（規定の変更）

当社は、法令の変更、監督官庁もしくは振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この規定を変更できるものとします。規定を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、またはお客様に通知するものとします。

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

総合取引約款（PB口座用）

1.（約款の趣旨）

- (1) この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う金融商品取引業に係る「PB口座」による取引（累積投資取引およびそれらを組み合わせた取引（以下「総合取引」といいます。）を含みます。）に関し権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- (2) 「PB口座」とは以下の①または②に該当する口座をいいます。
 - ① 2020年7月末日までに旧三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社において開設された口座
 - ② 2020年8月以降、「PB口座」に係る所定の申込書を当社に提出し、当社が「PB口座」としての開設を承諾した口座
- (3) 前項の規定は「PB口座」に適用される以下の約款・規定においても同様とします。
 - ① 株式等振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ② 振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ③ 一般債振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ④ 短期社債等振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ⑤ 投資信託受益権振替決済口座管理約款（PB口座用）
 - ⑥ 保護預り約款（PB口座用）
 - ⑦ 外国証券取引口座約款（PB口座用）
 - ⑧ 国内外貨建債券取引約款（PB口座用）
 - ⑨ 振込先指定方式取扱規定（PB口座用）
 - ⑩ 投資信託累積投資約款（PB口座用）
 - ⑪ 外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款（PB口座用）
 - ⑫ 外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款（PB口座用）
 - ⑬ その他の約款・規定等のうち、名称中に（PB口座用）と表示されたもの

2.（総合取引の利用）

- (1) 日本国内に本店または主たる事務所を有するお客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げるお取引をいつでもご利用いただけます。
 - ① 各種振替決済口座管理約款に定める有価証券の取引
 - ② 保護預り約款に定める有価証券の保護預り取引
 - ③ 外国証券取引口座約款に定める外国証券取引
 - ④ 累積投資取引
 - ⑤ 国内公社債券（国内発行の外貨建債券を除きます。）・外国債券・外国株式（国内証券取引所に上場している外国株式およびカントリーファンドを除きます。）・証券投資信託・外国投資信託および外国投資証券の利金・収益分配金・配当金・償還金を累積投資口（以下「累投口」といいます。）へ入金する取引
 - ⑥ 外国債券（国内発行の外貨建債券を除きます。）の利金・償還金、外国株式（国内証券取引所上場の外国株式を除きます。）の配当金、外国投資信託の収益分配金・償還金、外国投資証券の配当金により入金された金銭を外貨建マネー・マーケット・ファンド累投口へ入金する取引
- (2) 上記(1)①から④の各取引については、この約款の定めによるほか、当社の当該各取引の約款により取扱います。
- (3) 上記(1)⑤および⑥の各取引に係る自動買付、再投資については、お客様のお申出により中止することができます。
- (4) お客様は、上記(1)⑤および⑥の取引については、お申込みをされる累投口に係る累積投資約款に掲げる取引方法によりご利用いただけます。

3.（申込方法等）

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名なつ印（お届印によります。）し、これを当社に提出することにより、総合取引をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

- (2) お客様が、上記2. (1)④および⑤の取引を行う場合、既に累積投資契約の一が締結されているときには、お客様のお申出により次の契約を締結したものとし、申込書の提出は不要とします。
- ① 2. (1)④の取引の開始
 - ② 2. (1)⑤の取引の開始・変更・解除
 - ③ 上記①および②に係る累積投資口座の開設
- (3) 上記2. (1)⑥の自動買付取引を行う場合は、あらかじめ、お客様から自動買付の対象通貨・商品等についてお申込みを受け、お申込み事項を登録したうえでお取扱いたします。
- (4) お客様が総合取引のお申込みをされる場合には、振込先指定方式の利用申込みを同時にさせていただきます。

4. (金銭の受払いの方法)

お客様と当社との金銭の受払いは、下記の取扱いまたは当社が特に指定する他の方式となります。

- (1) お客様が当社に支払うこととなった金銭は、お客様の銀行預金口座等から当社指定口座へ振込む方式
- (2) 当社がお客様に支払うこととなった金銭は、お客様のあらかじめ指定する銀行預金口座等へ振込む方式（以下「振込先指定方式」といいます。）

5. (振込先指定方式)

- (1) 振込先指定方式とは、お客様の当社におけるすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭をお客様のあらかじめ指定する銀行預金口座等に振込む方式をいいます。
- (2) 振込先指定方式のお取扱いは、別に定める振込先指定方式取扱規定により取扱います。

6. (キャッシングの利用)

各累投口の累積投資約款に掲げるキャッシング（即日引出）（以下「キャッシング」といいます。）はお客様のお申込みにより、当該累積投資約款に基づき解約代金相当額をお客様のあらかじめ指定した銀行預金口座等に振込むことによってお支払いします。

7. (お届け事項)

お客様は、総合取引開始時に上記3. による申込等の手続において当社が求める場合には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。

- (1) 届出印鑑のお届出
- (2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます）および関係法令に規定する取引時確認等に関する本人確認書類等のご届出またはご提示、および事実のご申告。この取引時確認等には、外国の政府等で重要な地位を占める者（以下「外国PEPs」といいます）である場合の確認を含みますが、これに限りません。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する法人番号の告知、および同法等に規定する本人確認等のための書類のご届出またはご提示
- (4) お客様が、日本証券業協会の「内部者登録制度」で定める下記の会社関係者等に該当する場合または届出事項に変更があった場合はお届けください。
 - ① 次に掲げる者
 - イ 上場会社等の取締役、会計参与、監査役または執行役（以下「役員」といいます。）
 - ロ 上場投資法人等（上場会社等のうち、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第12項に規定する投資法人をいいます。以下同じ。）の執行役員または監督役員
 - ハ 上場投資法人等の資産運用会社（投信法第2条第19項に規定する資産運用会社をいいます。以下同じ。）の役員
 - ② 次に掲げる者
 - イ 上場会社等の親会社または主な子会社の役員
 - ロ 主な特定関係法人（上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金融商品取引法第166条第5項に規定する特定関係法人をいいます。）のうち主なものをいいます。以下同じ。）の役員
 - ③ 上記①および②に掲げる者でなくなった後1年以内の者
 - ④ 上記①に掲げる者の配偶者および同居者
 - ⑤ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除きます。）その他役員に準ずる役職にある者

- ⑥ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者
- ⑦ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者
- ⑧ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者
- ⑨ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人
- ⑩ 上場会社等の大株主（直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書に記載されている大株主をいいます。）

8. (表明・確約事項)

当社が定める方法により、お客様（お客様の代理人等を含みます）につき、次の各号の表明・確約をしていただきます。なお、この約款では下記(1)の①から⑥に該当する者、または(2)の①から⑤の行為を行う者を「反社会的勢力」とします。

(1) 現在かつ将来にわたり次の①から⑥のいずれにも該当しないことの表明・確約

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他上記①から⑤に準ずる者

(2) 自らまたは第三者を利用し次の①から⑤に該当する行為を行わないことの確約

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他上記①から④に準ずる行為

(3) 反社会的勢力に関して、次の①から③の表明

- ① 反社会的勢力を利用していないこと
- ② 反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関して、次の①から③の確約、および④の表明・確約

- ① 犯収法に定める「犯罪による収益」に該当する資金等の当社への預け入れ行為等を行わないこと
- ② 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他の関係法令に違反する行為を行わないこと
- ③ マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与に該当する行為を行わないこと
- ④ 現在かつ将来にわたり日本、米国、国際機関等および当社が定める国の経済制裁対象者等に該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと

(5) 前項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断する場合において、当社は、お客様に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断する事項を確認するために情報提供を求めることがあります。

(6) 当社は、相当な期間取引がない場合、お客様に通知することなく、入出金を含むお客様の取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。また、下記11. の各号の事由がある場合、これらに準じる事由があると当社が合理的に判断した場合、または上記(5)に基づき当社がお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が、当社の必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。なお、当社は、停止または制限した取引またはサービスの提供を再開するにあたり、お客様に対し、改めて本人確認に必要な事項、または資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。

(7) 公開買付け、相続等の目的のため、当社との契約締結が必要なときであって、下記11. の各号の事由がある場合、当社は、その事情に応じて取引を制限することがあります。

(8) 前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。

9. (口座管理料)

- (1) 当社は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料をお客様にお支払いいただくことがあります。口座管理料のお支払いがないときは、お預り証券等の返還のご請求には応じないことがあります。
- (2) お客様は、当社が定めるところにより口座管理料を支払っている場合において、この契約が解約されたときは、当社に対し、当該口座管理料の返還を請求しないものとします。

10. (預り資産の処分・相殺)

お客様が当社に対する債務を履行されないとき、当社は、お客様が当社にお預けになっている資産（現金、有価証券等資産の種類は問いません。）について、その裁量により必要に応じて、①必ずしも法定の手続きによることなく、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により当社の計算において処分のうえ、その処分金額から処分費用を差し引いた残額を法定の順序によることなく、当該債務の弁済に充て、または②返還債務等上記資産に関する当社のお客様に対する債務と、お客様の当社に対する上記債務とを、その対当額（金銭債務以外については、市場価格等、当社が合理的方法によって評価した価額によります。）において相殺させていただくことがあります。

11. (解約)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解約されます。

- ① お客様が当社に対し解約のお申出をしたとき。
(お客様または当社から、上記3. (4)の申込みの解約を申し出たときを含みます。)
- ② 当社の定める期間において、お預りがなくかつお取引がないときに、当社が解約すべきと判断したとき。
- ③ 口座管理料その他、お客様が当社に対する債務を履行されないときに当社が解約の申出をしたとき。
- ④ 前各号のほか、契約を解約することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、またはやむを得ない事由により当社がお客様に解約の申出をしたとき。
- ⑤ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき。
- ⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき。
- ⑦ お客様（お客様の代理人等を含みます。以下の各号において同じ。）が上記8. (1)ないし(4)に基づく表明・確約に違反し、もしくはこの約款に基づき申告を求められた事項に関して虚偽の申告をしたこと、またはそれらの疑いが認められ、当社が解約を申し出たとき。
- ⑧ お客様が口座開設時またはその後の実質的所有者に係る外国PEPsに関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき。

12. (免責事項)

当社は、次に掲げる損害は、その責を負いません。

- ① 当社所定の証書等に押なつされた印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券または金銭を返還したことにより生じた損害
- ② 当社が、振込先指定方式の利用により金銭を指定預金口座へ振込んだのちに発生した損害
- ③ 所定の手続きによる返還のお申出がなかったため、または印影がお届印と相違するためにお預りした有価証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- ④ お預り当初から、有価証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害
- ⑤ 天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく有価証券の買付、または有価証券もしくは金銭の返還が遅延または不能となったことにより生じた損害
- ⑥ お客様から必要なお届出、または届出事項の変更のお申出が遅滞なく行われなかったことにより生じた損害、または法令諸規則において必要となる確認事項についての確認を拒否されること等により生じた損害
- ⑦ 当社から提供する証券情報等が、電信または郵便等その送付手段を問わず、当社の責に帰さない事由によって誤配、遅配されたことなどにより生じた損害
- ⑧ お客様が有価証券を当社へ郵送されてから当該有価証券を当社が受領するまでの間に、当社の責に

帰さない事由によって、手続が遅延または不能となったことにより生じた損害、これにより当該証券に係る諸権利の全部または一部が消滅した場合

13. (届出事項の変更)

- (1) 名称変更、移転、代表者の役職氏名、お届印および法人番号の変更など届出事項、または次の各号（すでに届け出られている場合に限ります。）に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって、遅滞なく当社に届け出ていただきます。
 - ① 取引の目的（投資カテゴリー）
 - ② 主たる事業
 - ③ 実質的支配者およびその者についての外国PEPsに係る事項
 - ④ 取引ご担当者
- (2) 上記(1)のお届出があったとき、当社は、登記事項証明書、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提出または「法人番号指定通知書」等をご提示いただくことがあります。この場合、印鑑証明書の提出ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。

14. (通知の効力)

当社からなされたお客様との取引に関する諸通知等が、お客様が届け出られた住所宛に送付された場合に、移転、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

15. (約款の変更)

当社は、法令の変更、監督官庁もしくは振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときに、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、またはお客様に通知するものとします。

16. (その他)

この約款によるお取引等に際しての種々の手続きその他当社の定める事項は、お取扱い店の店頭にて備え置いてお客様にお知らせします。

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

MRF換金およびキャッシングのお取扱いについて（PB口座用）

換金

- 正午までにお申込みの場合は、即日換金します。
- 正午以降にお申込みの場合は、お申込日の翌営業日に換金します。

キャッシング（即日引出）

正午から16:00までにお申込みのお客様が、お申込日当日の受取りをご希望される場合は、キャッシングとして取扱います。ただし、ご指定口座への当日振込は行えませんので、株式等の買付代金への充当に限ります。

なお、翌営業日での振込をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

ご指定口座への振込

正午までにお申込みいただいたものに限り、お申込日当日の振込みを受け付けます。

お取扱いの変更

この取扱いは、法令、諸規則等の変更その他必要な事由が生じたときには、当社の判断で変更することがあります。

以上

2020年8月1日最終改定

投資信託累積投資約款（PB口座用）

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、投資信託（マネー・リザーブ・ファンドを除く投資信託をいいます。以下同じ。）の累積投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってお客様と累積投資契約を締結いたします。

2.（申込方法）

(1) この契約の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、これを当社に提出することによって行うものといたします。ただし、次の場合には、お客様からのお申出により契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。

- ① 既に証券総合口座取引契約の締結がされているとき
- ② 既に累積投資契約の締結がされているとき

(2) 契約の締結があったとき、当社は、直ちにお客様が買付を申込まれた投資信託ごとに累積投資口座を設定いたします。

3.（金銭の払込・払込金の充当方法）

お客様は、累積投資取引に係る投資信託の買付にあてるため、1回の払込みにつき当該投資信託の目論見書に記載された販売単位、及び所定の販売単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。当社は当該払込金をもってお客様が買付を申込まれた当該投資信託の買付金に充当いたします。

4.（取得の時期・価額）

(1) 当社は、お客様に代り、当該投資信託の目論見書記載の方法、及び所定の方法により申込まれた当該投資信託を取得します。

(2) 前項の取得価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額といたします。

(3) 取得された投資信託の所有権及びその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。取得する投資信託が他の顧客と共同で買付ける場合は、当該投資信託につき回記号及び番号が特定されたときに共有が終了し、お客様に所有権が移転します。

5.（投資信託受益権の振替口座簿による管理）

この契約によって取得された投資信託受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定に基づき、振替口座簿中の顧客口座へ記載・記録され、当社の自己分とは分別して管理されます。

6.（果実の再投資）

(1) 取得された投資信託受益権にかかる果実は、当該投資信託の目論見書記載の方法、及び所定の方法によりお客様に代り当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客様の口座に繰り入れ、その全額をもって、遅滞なく当該投資信託受益権をお客様に代り取得します。ただし、お客様はいつでもその取得の中止を申出ることが出来ます。

(2) 前項の取得価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額といたします。

7.（返還）

(1) お客様は、自己の所有する投資信託の返還を当社に請求することができます。この場合、当該投資信託の目論見書記載の価額によりこれを換金し、当該投資信託約款に規定された受渡日にその金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。

(2) 前項の請求は所定の手続きによって行うものとし、当社はあらかじめお客様が指定した預金口座に振込むことによって返還します。

(3) 当社は、お客様から6. (1)ただし書きにかかるお申出があったときには、当該申出のときにおける口座残金を前項に準じて返還いたします。

(4) (1)にかかわらず、お客様が自己の所有する投資信託受益権を移管可能な販売会社に移管する場合は、当社及び移管可能な販売会社並びに投資信託委託会社が合意した方法により引渡されることがあります。

8. (解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されます。
 - ① お客様から解約のお申出があったとき
 - ② 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 当該投資信託が償還されたとき
 - ④ お客様の居所が不明である状態が1年以上続き、かつ、残高が10,000円未満のとき
 - ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき
- (2) この契約の解約があったときは、当社は、遅滞なく投資信託受益権の解約金及び果実を7. に準じてお客様に返還します。

9. (申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居並びにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙によって、遅滞なく当社に届出いただけます。
- (2) 当社は、前項の届出があったときに戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

10. (振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権（既発行の投資信託受益権について振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの）に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の第1号から第4号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請、その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと
- ② 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

11. (その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭を他の預り金と区分し「累積投資口」として経理します。ただし、当該金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
 - ① お届印の押なつされた所定の受領書と引換えに、この契約に基づく投資信託又は果実を金銭にて返還した場合
 - ② 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届印と相違するために、この契約に基づく投資信託又は果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく投資信託の取得又は投資信託若しくは果実の返還が遅延した場合
- (3) 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

以上

2006年9月1日制定
2020年8月1日最終改定

外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款（PB口座用）

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド。以下「外国投資信託」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってお客様と累積投資契約を締結いたします。

2.（申込方法）

(1) この契約の申込みは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、これを当社に提出することによって行うものといたします。ただし、次の場合には、お客様からのお申出により契約の申込みが行われたものとし、申込書の提出は不要とします。

- ① 既に証券総合口座取引契約の締結がされているとき
- ② 既に累積投資契約の締結がされているとき

(2) 契約の締結があったとき、当社は、直ちにお客様が買付を申込まれた当該外国投資信託ごとに累積投資口座を設定いたします。

3.（金銭の払込・払込金の充当方法）

(1) お客様は、累積投資取引にかかる外国投資信託の買付にあてるため、1回の払込みにつき当該外国投資信託の目論見書に記載された販売単位、及び所定の販売単位の金銭（以下「払込金」といいます。）を外貨又はその円貨相当額で、その口座に払込むことができます。当社は、当該払込金をもってお客様が買付を申込まれた当該外国投資信託の買付金に充当いたします。

(2) 前項の規定にかかわらず、お客様が、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利又は商品の利金、償還金、売却代金のうち、当社において外貨で支払われるものをその口座に払込む場合、又は、お客様の預金口座から振込によって受入れた当該外貨をその口座に払込む場合は、それぞれ、当社が定める金額以上とさせていただきます。

4.（取得の時期・価格）

(1) 当社は、お客様に代り、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、及び所定の方法により申込まれた当該外国投資信託を取得します。

(2) 前項の取得価格は、当該外国投資信託の目論見書記載の価格といたします。

(3) 取得された外国投資信託の所有権及びその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。

5.（有価証券の保管）

(1) この契約によって取得された外国投資信託は、すべて、当社において、他のお客様の外国投資信託と混合して保管いたします。

なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再寄託することがあります。

(2) 前項により混合して保管する外国投資信託については、次の事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 当社で保管している外国投資信託については、寄託された当該外国投資信託の額に応じて共有権を取得すること。
- ② 新たに外国投資信託を寄託するとき又は寄託された外国投資信託を返還するときは、その当該外国投資信託の寄託又は返還については、当該外国投資信託を寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

(3) 当社は、保管にかかる外国投資信託につき、外国証券取引口座約款に定める口座管理料を申し受けることがあります。

6.（果実の再投資）

5.の有価証券の保管にかかる外国投資信託の果実は、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、及び所定の方法によりお客様に代り当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客様の口座に繰り入れ、そ

の全額をもって、遅滞なく当該外国投資信託をお客様に代り取得します。

7. (返還)

- (1) お客様は、自己の所有する外国投資信託の返還及び果実を当社を通じて請求することができます。
この場合、当該請求にかかる当該外国投資信託の目論見書記載の基準価格によりこれを換金し、当該外国投資信託の目論見書記載の日にその金銭を、当該外貨又はその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。
- (2) 果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨又はその円貨相当額の金銭を支払うものとします。
- (3) 前項(1)、(2)の規定にかかわらず、お客様が当該外貨をお客様の指定した預金口座に払込む場合は、当社が定める金額以上とさせていただきます。
- (4) 前項(1)、(2)の請求は所定の手続きによって行うものとし、当社はあらかじめお客様が指定した預金口座に振込むことによって返還します。

8. (解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されます。
 - ① お客様から解約のお申出があったとき
 - ② 当社が当該外国投資信託に関する累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ 当該外国投資信託が償還されたとき
 - ④ お客様の居所が不明である状態が1年以上続き、かつ、残高が10,000円相当額未満のとき
 - ⑤ 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき
- (2) この契約の解約があったときは、当社は、遅滞なく保管中の外国投資信託及び果実を7. の返還に準じてお客様に返還します。

9. (申込事項等の変更)

- (1) 改名、転居並びにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の用紙によって、遅滞なく当社に届出いただきます。
- (2) 当社は、前項の届出があったときに戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

10. (その他)

- (1) 外国投資信託の営業日は、当該外国投資信託の目論見書記載の日をいいます。
- (2) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- (3) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - ① お届印の押なつされた所定の受領書と引換えに、この契約に基づく外国投資信託又は果実を金銭にて返還した場合
 - ② 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届印と相違するために、この契約に基づく外国投資信託又は果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく外国投資信託の取得又は外国投資信託若しくは果実の返還が遅延した場合
- (4) 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

以上

2006年9月1日制定
2020年8月1日最終改定

外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款（PB口座用）

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、当社が別途定める特定の外国投資信託（以下「外国投資信託」といいます。）の収益分配金（配当金、その他一切の分配金を含みます。以下「収益分配金」といいます。）による同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資（以下「自動買付」といいます。）に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってお客様と当該外国投資信託の収益分配金にかかる累積投資契約（以下「累積投資契約」といいます。）を締結いたします。なお、累積投資専用型の外国投資信託である外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」といいます。）にかかる累積投資契約は別に定めた「外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款」によるものとし、本累積投資約款の対象外とします。

2.（申込方法）

- (1) この契約は、外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）ごとに、当社所定の方法によりお申込みいただくものといたします。
- (2) 契約の締結があったとき、当社はこの約款に従い、当該外国投資信託の収益分配金により、当該外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の自動買付を行うことといたします。
- (3) この契約により自動買付される外国投資信託の受益証券の取得については、当該投資信託説明書（交付目論見書）の交付を受けないことについて同意したものとみなします。

3.（自動買付の方法及びその停止等）

- (1) 当社は、当該外国投資信託の収益分配金の支払いの都度、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、及び所定の方法によりお客様に代り当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、お客様の証券取引口座に繰り入れ、当社所定の期日に、当該外国投資信託の目論見書記載の方法、価格、及び所定の方法により、当該外国投資信託の受益証券をお客様に代り買付けます。受益証券の買付日及び買付による取得日は、当社が当該外国投資信託所定の手続きに鑑み定める収益分配金受領後の一定期間を経た日とします。
- (2) 取得された外国投資信託の受益証券の所有権及びその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものといたします。
- (3) 自動買付は、当該外国投資信託の目論見書に定められた最低申込金額を最低単位として行い、収益分配金のうち最低申込金額に満たない金銭は、お客様の証券取引口座に入金するものといたします。
- (4) 自動買付にかかる手数料等は不要とします。
- (5) 自動買付を停止する場合、お客様は、当社所定の手続きにより申し込むものとします。ただし、(1)に従い既に当社が収益分配金を受領している場合は、自動買付の停止の効力は、既に当社が受領した収益分配金の自動買付による当該外国投資信託の受益証券の取得後に生じるものとします。
- (6) 前項に従って自動買付を停止した後、お客様が自動買付の再開を申し込む場合は、2. (1)の手続きに従い、再度申込みをするものとします。

4.（解約）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されます。

- ① お客様から解約のお申出があったとき
- ② 当社が当該外国投資信託に関する累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ③ 法令諸規則等に照らし合理的な理由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間をおいて解約を申出たとき

5.（その他）

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。
- (2) 当社は、法令の変更、監督官庁若しくは振替機関の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社

のウェブサイトに掲示し、又はお客様に通知するものとします。

- (3) この約款に定めるほか、外国投資信託の購入、保管、返還、当社の責任等については、当社の定める証券総合口座取引約款又は総合取引約款、外国証券取引口座約款その他の約款の定めに従うものといたします。

以上

2015年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

特定口座約款
(特定口座に係る上場株式等保管委託、上場株式等信用取引等
および上場株式配当等受領委任約款)
(PB口座用)

第1章 総則

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡および特定口座において処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例、ならびに租税特別措置法第37条の11の6に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座および当該特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）における上場株式等の配当等の受領についてお客様と当社との間の権利義務関係を明確にするための取決めです。当社は、この約款に従って上場株式等保管委託契約および上場株式等信用取引等契約（第5条に規定する特定信用取引等勘定の申込をされないお客様については、同条ほか上場株式等の信用取引等に係る規定は適用されないものとします。）ならびに上場株式配当等受領委任契約（第3条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出されないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。）をお客様と締結いたします。

(定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ① 特定口座
租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する口座をいいます。
- ② 特定口座内保管上場株式等
租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）がされている上場株式等をいいます。
- ③ 信用取引等
金融商品取引法第156条の24第1項に規定する信用取引または同法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第1条第2項に規定する発行日取引をいいます。
- ④ 信用取引等に係る上場株式等の譲渡
信用取引等による上場株式等の譲渡または当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合または当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けした取引の決済のために行う場合に限りま
- ⑤ 上場株式等保管委託契約
租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約をいいます。
- ⑥ 上場株式等信用取引等契約
租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約をいいます。
- ⑦ 特定保管勘定
特定口座内保管上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分するための勘定をいいます。
- ⑧ 特定信用取引等勘定
特定口座で行われる信用取引等について、他の信用取引等に関する記録と区分するための勘定をいいます。
- ⑨ 源泉徴収選択口座
租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された特定口座をいいます。
- ⑩ 上場株式等の配当等
租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。
- ⑪ 上場株式配当等受領委任契約
租税特別措置法第37条の11の6第4項第1号に規定する上場株式配当等受領委任契約をいいます。
- ⑫ 特定上場株式配当等勘定

上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、他の上場株式等の配当等に関する記録と区分するための勘定をいいます。

⑬ 源泉徴収選択口座内配当等

上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられた上場株式等の配当等をいいます。

第2章 特定口座における譲渡等に係る所得計算および源泉徴収等の特例

(特定口座の申込方法)

第3条 お客様が当社に特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客様は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当社所定の書類をあわせて提出し、ご氏名、生年月日およびご住所等につき本人確認を受けていただきます。

2 お客様が特定口座で信用取引等を行われる場合は、第5条に規定する特定信用取引等勘定の設定と同時に、第4条に規定する特定保管勘定を設定していただきます。

3 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡または特定口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡（以下「特定口座内保管上場株式等の譲渡等」といいます。）による所得について源泉徴収を選択される場合は、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします（以下この場合の特定口座を「源泉徴収選択口座」といいます。）。

なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合、お客様から源泉徴収の選択を廃止する旨のお申出がない限り、翌年以後も当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

4 お客様が源泉徴収の選択を廃止される場合、あらかじめ当社に対し、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当社所定の方法によりお申出いただくものとします。

5 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に源泉徴収の選択を廃止する旨のお申出を行うことはできません。

(特定保管勘定における保管の委託等)

第4条 上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定において行います。

(特定信用取引等勘定における処理)

第5条 信用取引等に係る上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行います。

なお、当該勘定においては、特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみ処理いたします。

(所得金額等の計算)

第6条 当社は、特定口座における上場株式等の譲渡等による所得金額等の計算を、租税特別措置法その他関係法令に基づき行います。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

第7条 当社は、お客様の特定保管勘定においては、次の各号に定める上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受け入れます。

① 特定口座開設後に、当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎまたは代理を含みます。）により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後ただちに当該口座に受け入れるもの

② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座から、当社に開設されたお客様の特定口座に、特定口座内保管上場株式等の全部または一部の移管がされるもの（一部の移管がされる場合、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等がすべて当該

移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限りま。

- ③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま。）により取得するもの
- ④ 特定信用取引等勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡しの際に、特定保管勘定への振替の方法により受け入れるもの
- ⑤ お客様が相続（限定承認に係るものを除きま。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きま。以下同じ。）により取得した当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法によりお客様が当社に開設された特定口座への移管により受け入れるもの
- ⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で、当該株式または投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合に係る上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑦ 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当てまたは投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、当該株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑧ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みま。）（合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式および当該法人の株主等に対する株式または出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるものならびに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産の交付がされるものを含みま。）に限りま。）により取得する当該合併法人の株式もしくは出資または合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑨ 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみの交付がされるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産の交付がされるものを含みま。）に限りま。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑩ 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付がされるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式または分割承継親法人の株式および当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みま。）に限りま。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑪ 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式もしくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式または同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑫ 特定口座内保管上場株式等につき、取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議または取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑬ 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権もしくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利または新株予約権の行使または特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生または行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの
- ⑭ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に規定する上場株式等

（譲渡の方法）

第8条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託に

よる方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に規定する方法のいずれかにより行うものとします。

(源泉徴収)

第9条 源泉徴収選択口座の場合は、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令に基づき、源泉徴収を行います。

2 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

(特定口座を通じた取引)

第10条 お客様が当社との間で行う上場株式等の取引（信用取引等を含みます。）に関しては、お客様から特にお申出がない限り、特定口座を通じて行います。

(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等に関する租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イの規定により計算した金額、同号ロに規定する取得日および当該取得日に係る数等を、書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第12条 当社は、第7条第②号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項に規定するところにより行うものといたします。

(相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第13条 当社は、第7条第⑤号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および同条第15項から第17項までに規定するところにより行うものといたします。

(特定口座年間取引報告書の送付)

第14条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に規定するところにより、特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日（年の途中で契約の解約等による特定口座の廃止等一定の事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌末日）までに、1通をお客様に交付し、1通を当社の所轄税務署に提出いたします。

2 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に規定するところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客様からご請求があった場合のみ、特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第15条 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

第3章 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第16条 お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項および同法施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただくものとします。

2 お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをとりやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項お

よび同法施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をご提出いただくものとします。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当等の範囲)

第17条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当社の営業所に保管の委託等がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。

- ① 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等（同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
 - ④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後ただちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第18条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

(配当所得金額等の計算)

第19条 特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条および関係政省令に基づき行います。

2 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関係政省令に基づき行います。

第4章 雑則

(届出事項の変更)

第20条 第3条第1項に基づく特定口座開設届出書の提出後にお客様が届出内容を変更される場合は、遅滞なく特定口座異動届出書をご提出いただくものとします。お客様のご氏名、ご住所などに変更があったときは、あわせて住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他当社所定の書類をご提出いただくものとします。

2 お客様が特定信用取引等勘定を設定されている場合、または特定口座異動届出書の提出により特定信用取引等勘定の設定を申込まれる場合には、特定保管勘定のみを廃止する特定口座異動届出書の提出はできないものとします。

(法令・諸規則等の適用)

第21条 この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係法令および諸規則等、および当社の「証券総合口座取引約款」等他の約款に従って取り扱うものとします。

(特定口座の廃止)

第22条 この約款に基づく契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があった場合
- ② 租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続ま

たは遺贈の手続きが完了した場合

- ③ お客様が海外転勤等により出国され、居住者または国内に恒久施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合。この場合、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項の規定により、お客様から当社に特定口座廃止届出書が提出されたものとみなされます。
- ④ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(出国口座等)

第23条 前条第③号に該当することとなるお客様は、租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項に規定する要件を満たす場合に限り、出国前に当社に開設された特定口座に係る特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、引き続き当社に開設されている出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または当該出国口座に保管の委託をすることにより、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。

- 2 前項に定める取扱いをご希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社にご提出いただく必要があります。

(免責事項)

第24条 お客様が第20条の変更手続きを怠ったことその他の当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。

(合意管轄)

第25条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第26条 当社は、法令の変更、監督官庁もしくは振替機関の指示、または日本証券業協会が定める諸規則の変更その他必要な事由が生じたときは、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、またはお客様に通知するものとします。

(複数口座の取扱い)

第27条 この約款により当社に開設されたPB口座用の特定口座とは別に当社内に特定口座が開設されている場合、または、合理的な理由により、当社が承諾し、当社内に別の特定口座を開設する場合は、以下の各号に同意されたものとして取扱います。

- ① この約款により開設されたPB口座用の特定口座を「特定口座（従）」、当社内に別に開設された特定口座を「特定口座（主）」として複数口座管理すること
- ② 前号の規定により複数口座管理する場合は、法令の定めるところにより、「特定口座（主）」において「特定口座（従）」を合算して所得金額等の計算および特定口座年間取引報告書等の作成を行い、お客様への交付および所轄の税務署長への提出を行うこと
- ③ 第①号の規定により複数口座管理する場合は、この約款の規定によらず、「特定口座（主）」における「特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引等約款」に従って取扱う場合があること

以上

2008年4月1日制定
2020年8月1日最終改定

特定管理口座約款（PB口座用）

（約款の趣旨等）

- 第1条 この約款は、お客様が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設される租税特別措置法第37条の11の2に規定する特定管理口座について、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 本約款に定めのない事項については、当社の「証券総合口座取引約款」等他の約款・規定の定めるところによるものとします。

（特定管理口座の開設）

- 第2条 当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、特定管理口座開設届出書をご提出いただくものとします。

（特定管理口座における保管の委託等）

- 第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式または公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き特定管理口座において行います。

（譲渡の方法）

- 第4条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。
- 3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等にかかる注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払出すことといたします。

（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

- 第5条 特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部または一部の引出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に基づき、当該譲渡または払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を通知いたします。

（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

- 第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときは、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等にかかる1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

（契約の解約）

- 第7条 お客様との特定管理口座契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されます。
- ① お客様から特定管理口座廃止届出書のご提出があった場合
 - ② お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に基づく特定口座廃止届出書のご提出があった場合
 - ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8の規定に基づき特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続または遺贈の手続きが完了した場合
 - ④ お客様が、海外転勤等により出国され、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされた場合
 - ⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

2 前項の規定に係らず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座のすべての銘柄について、譲渡、払出または価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

(合意管轄)

第8条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第9条 当社は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、この約款を変更できるものとします。約款を変更する場合は、当社のウェブサイトに掲示し、またはお客様に通知するものとします。

(複数口座の取扱い)

第10条 この約款により当社に開設されたPB口座用の特定管理口座とは別に当社内に特定管理口座が開設されている場合、または、合理的な理由により、当社が承諾し、当社内に別の特定管理口座を開設する場合は、以下の各号に同意されたものとして取扱います。

- ① この約款により開設されたPB口座用の特定管理口座を「特定管理口座（従）」、当社内に別に開設された特定管理口座を「特定管理口座（主）」として複数口座管理すること
- ② 前号の規定により複数口座管理する場合は、この約款の規定によらず、「特定管理口座（主）」における「特定管理口座約款」に従って取扱う場合があること

以上

2006年5月1日制定
2020年8月1日最終改定

